

鳥取県告示第 282 号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 27 日

鳥取県鳥取保健所長 長 井 大

名称	所在地	指定年月日
なのはな薬局	鳥取市雲山 113-20	平成 19 年 4 月 3 日